

これからの大学教育における保健体育

水野 哲也

(東京医科歯科大学教養部)

Health and physical education of university (college) education in future

Tetsuya MIZUNO

(Tokyo Medical and Dental University)

はじめに

近年、日本をはじめとした欧米社会では産業構造の変革がなされ、高度情報化社会の進展と急速な国際化に相まって、その生活構造の高密度化が進んでいる。そうした中で、教育の分野では、こうしたテンポの早い現代生活に即応した行動が迅速で、沈着と発達した知力を有し、さらには精力的で活気に満ちた人材の育成が望まれている¹⁾。特に高等教育においてはこれまでも報告された臨教審や中教審の答申に見られるようにその主体性に基づく教育の実践が望まれており、本年七月に報告された大学審議会、大学教育部会における審議の概要(その2)では、今後、大学教育の根本的なあり方見直すとともにその活性化を図るために大学設置基準を大綱化並びに簡素化する方向性が示されている²⁾。

本来、教育とは個人がその個性、環境、周囲の条件を最高に活用して社会に貢献しうる能力を開発する営みである¹⁾。従ってこうした社会的に自律した一人格者の育成には、それを取り巻く社会全体が有機的に機能し、被教育者の成長を援助するよう働かなくてはならない。そして被教育者である学生や生徒は常に主体的に物事を考え、自らで思考し、判断するよう努めなければならないし、

教育者である教師や大人達はその成長を寛容と愛情をもって見守ることが必要である。特に、学生時代は一生の仕事の基礎を築く貴重な時期といえ、その教育内容が国家、強いては人類の将来を決定づけると言っても過言ではない。また、特に閉鎖的な国民性を持つわが国においては、戦後の急速な発展とも相まって国の内外からその国際性が問われており、常に国際的視野に立った行動をとりうる日本人の育成が強く望まれている³⁾。ところが現在の日本の教育の実態を見ると、残念ながらそうした社会との有機的な関連を意識した全人的で総合的な人間の育成が行われているとはいいがたい面があり、こうした観点に立てば、本来教育内容は人間の発育、発達に則したものであるべきであるし、あらゆる分野で進んでいる技術革新に伴う学術や社会の要請に適切に対応したカリキュラムの編成と実施が必要である¹⁾。そこで本論文は、こうした社会的要請の中で、今日の国民的課題ともいべき教育改革、わけても高等教育改革の一環としての大学教育、特に保健体育(教育)に焦点をしばりそれが如何なる内容を有し、今日的にどのような意義があるかを原点に立ちかえって検討しようとしたものである。

1. 大学教育と一般教育

いうまでもなく大学は、教育及び研究の機関であるが、その教育的機能はその主たる要素である。そしてわが国ではこれまでこの大学における教育内容をおおむね大きく二つに分けて考えてきており、その一つが一般教育であり、もう一つが専門教育である。もっとも現行の大学設置基準の授業科目の区分では4) “大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分ける。(第十九条)”とされているが、ここでいう一般教育は広義のものであり、保健体育は教育系及び体育系大学を除いて外国語科目と同様にいわゆる一般教育(または一般教養)の一部として考えられてきた。そこでここではまず、大学における保健体育を論ずるにあたり、大学における「一般教育」について考えてみることにする。

まず、第一に「一般教育」とは一体何なのだろうか。広辞苑によれば、‘【一般教育】共通基本的で専門教育の基礎となる教育。大学では一般教育科目として人文科学、社会科学、自然科学の三系列について開設する。一般教養。’と記されている。加えて「一般教養」についてみると、‘【一般教養】①職業的・専門的教養に対して、広く人間として一般共通の教養。普遍的・全体的・調和的人間の完成を旨とし、古い伝統をもつ概念。②一般教育に同じ。’と記されている。

また、昭和61年に発表された臨時教育審議会の“審議経過の概要(その3)”で述べられた“一般教育の在り方”では、‘一般教育は大学教育において重要な要素であり、科学、人文の諸分野で幅広い素養を身に付けた教養人を育成するとともに、専門の諸学を学習し、学術・文化を創造する基礎的な資質を培うことを目的とするものである。’と述べている。これを讀む限りここでは大学の一般教育とは 1. 教養人を育成すること と 2. 専門諸学の学習と学術・文化を創造する基礎的な資質を養うことの二つの目的とした教育的営

みであると考えてよさそうである。

またさらに、昭和61年の臨教審の第二次答申をみると、‘一般教育は理解力、分析力、思考力、構想力、表現力等を培い、知的活動の基礎をなす自覚的な探求心を鍛え、学問や文化を創造する基礎的な資質を養うなどの見地から、大学教育における重要な要素である。’と述べており、先般報告された大学審議会、大学教育部会の審議の概要(その2)でも、“一般教育と専門教育の改善”の項で‘一般教育の理念・目標は大学の教育が専門的な知識の修得だけにとどまることのないように、学生に学問を通じ、広い知識を身に付けさせるとともに、ものをみる目や自主的・総合的に考える力を養うことにあり、入学してくる学生や諸科学の発展の現状から見て、このような理念・目標を実現することが一層必要となっている。’と述べている。これら二つをみると、大学の一般教育の目標は人間のものの見方や考え方の育成といった基本的な要素にポイントが置かれているようである。また、中川は「リベラル アーツ エデュケーションとゼネラル エデュケーション」の中で「一般教育」とその目標である“教養人(彼はこれを全人的に啓発された人間、a cultured manまたはan educated manと今日言われるような人間であろうとしているが)とは何か”について論究しており、結論的にはわが国における一般教育においては先ほど述べた 1. 教養人を育成すること と 2. 専門諸学の学習と学術・文化を創造する基礎的な資質を養うことという二つの目的を同時に求めることは困難であり、さしあたりその可能性について、‘(大学での)一般教育はそれをミニマム—専門教育のための基礎教育—におさえて、専門教育に徹するか、それともLiberal Arts Educationの伝統に根ざすGeneral Educationを行うと共に、いずれかの専門分野で深遠な学を修めさせる Liberal Arts College方式をとるかのどちらかをえらぶということである。’と述べている⁵⁾。

以上いくつかの「一般教育」に関する記述をみたが、これらを見る限り、大学における一般教育はいわゆる“教養人”としての資質を開発し、専門的な教育の基礎となりうる幅広い教養を身につけることがその目標となる教育と考えるのが妥当であろう。そして現在の教育現場においてはテンポの早い現代社会の教育の現状からみて、特に専門教育との有機的な関連性を持った一般教育の実現が望まれているといえよう。

2. 大学における保健体育の領域

さて、ここまで大学における保健体育を論ずるにあたり、その関連性から大学教育全般の目標のひとつである「一般教育」について考えてみたが、次に本論である大学における保健体育（教育）について考えてみよう。

大学審議会、大学教育部会における審議の概要（その2）にも述べられているように、今日、日本の大学教育が直面している問題は他にもない、その全体として機能性への疑問とその不活性化に起因するものと思われる。もっと具体的に言うならば、現在の大学はその教育システムが形骸化しており、本来の機能であるところの学生の教育が日々進歩する学術や激動する社会と有機的に結び付いておらず、その主たる内容である授業もルーチン化した教育カリキュラムのなかで、ただ知識の切り売りの教授におわり、その他の学園生活も含めて全人的でかつ有機的な教育機能が発揮されていないことにあるといえよう。そこでここでは現在の日本の大学における保健体育（教育）が実際にどのような領域で機能しているか、また機能しうるかを検討することにした。

著者は以前「大学における保健体育の今日的意義」の中⁶⁾でわが国の大学における保健体育がどのような歴史的背景と日本社会における今日的な意義を有するか、また、各領域における目標と今後の課題は何かを検討したが、ここでも現在の大学における保健体育の領域とその意義を簡単にま

めておくことにする。

まず、その第一は先ほどから述べている一般教育の一部としての保健体育講義と体育実技に代表される授業科目としての保健体育である。これは大学の機能のひとつである教育の根幹ともいえるものであるが、人間生活の基本である健康、体力に対する認識を深め、これを積極的かつ能動的に高め、あるいは維持していく方法を修得し、かつ実践する能力を養成しようとすることを目的とするものである。そしてその主たる内容は体育理論、体力科学、健康教育学などを主な内容とした保健体育講義と体操、各種トレーニング、各種スポーツ、武道などの身体運動を主体とした体育実技の授業である。第二は課外体育活動であるが、これは従来から体育会や同好会などの運動部活動を中心に行われてきたものであり、青年期の活動欲求を満足させ、健全でたくましい心身を養うことを目的としたものである。その主たる内容は、学内または学外交流における運動部及び同好会や愛好会等のサークル活動、体育祭や各種スポーツ大会、そして学生が個人や集団で行う自発的なトレーニングやスポーツ活動等である。第三は健康管理活動である。これは大学の構成員である学生並びに教職員の健康及び体力管理に関わる保健活動で、具体的には定期健康診断、予防接種、救急処置、健康相談等の身体的保健管理と精神衛生面接、カウンセリング等の精神的保健管理そして形態計測、体力測定、体力管理等の体力管理がその内容として挙げられる。第四は保健体育学研究である。これは大学の主たる機能である教育と併行して重要な研究活動であるが、特に保健体育学研究はその対象が授業、課外を問わず、人間の身体運動を中心とした体育活動自身をその主な研究対象としたもので、体育原理、体育史、体育社会学、体育心理学、体育管理学、体育方法論、体育科教育、運動生理学、バイオメカニクス、発育発達学、測定評価論、保健学等の領域がある。そして第五が地域における社会体育活動である。大学の主た

る機能が研究と教育にあることは明かであるが、この学問研究や教育の成果を社会一般に還元することはさらに大学の重要な使命のひとつといえるし、生涯学習の視点からも極めて重要な内容である。具体的にはスポーツや各種健康科学講座に代表される公開講座、大学施設の地域住民への開放、その他地域の社会体育活動への援助等がその内容である。

＜大学保健体育の領域＞

- (1) 授業科目としての保健体育（保健体育科目）
- (2) 授業外の体育、スポーツ活動（課外体育）
- (3) 健康管理
- (4) 保健体育学研究
- (5) 地域における社会体育活動

3. クルト、マイネルの身体運動論

大学の保健体育を論ずるにあたって、次に問題になるのは“人間にとっての身体運動の意義”についてである。つまり、保健体育の主たる内容であり、また保健体育学の主たる研究対象である身体運動が人間にとってどのような意味を持っているかということである。この問題に対してもっとも的確な答えをくれるのがクルト・マイネルの著書『スポーツ運動学』である⁷⁾が、彼はその中の“人間の発達過程における運動発達の意義”の章に人間の運動系が人間それ自身にどのような影響を与え、またそれがどのような意義を有するかを論じている。マイネルによれば、人間の身体運動の意義は次に挙げた5つがその主たるものである。

その第一は“教育の手段としての身体運動”の意義である。彼はまず‘青少年の真の全人教育は身体運動の意義が教育の価値ある手段としてはっきり確認され、完全に承認されるときのみ考えられるものである。’と述べ、さらに‘運動は人間教育の手段になるのであろうか？運動“それ自体”は道徳的に中立である。からだを巧みに操り、手先が器用で、すばやく、筋力が強くて、大胆な

犯罪者も、また社会的に有意義な人間も、ともに運動に支えられて“教育される”のである。運動が人間教育の手段になるのは、運動が教育者によって時代を越えて中立に利用されるのではなくて、社会的に価値ある教育目標、つまり本当に全人的な、ヒューマニズムによる人間教育に意識的に利用されるとき、また、運動が社会的な進歩に寄与するときである。’と述べている。次に彼が挙げた意義は“健康維持の手段としての身体運動”の意義である。この健康維持のための身体運動の意義については多くの説明は必要ないと思われるが、彼は特に‘スポーツというものが適度に、合理的に行われれば、今日における人間の最良の薬となる。医学のなかでは、全面的なスポーツ運動を単にセラピーの手段としているだけでなく、とりわけ大きな予防的意義を強調する声がたえず起っているのである。’と述べ、プライマリーケアや予防医学的な視点からの身体運動の重要性を述べている。また次に、彼は“身体労働、防衛、芸術制作の手段としての身体運動”の意義を取り上げている。これは言うまでもなく、その主たる内容は人間の労働としての身体運動であるが、彼は‘将来、人間は機械化とオートメーション化によって重労働からどんどん開放されていくであろうが、その開放に対応して、人間の健康や達成能力への関心のなかで、その全面的な運動能力を体操やスポーツやゲームによって獲得し、できる限りの高さへと訓練していかなければならないだろう。’と述べている。そして彼はこの意義の説明の中で“良い姿勢”についてもふれ‘（良い姿勢は）信念に基づくものであり、その信念がきわめて厳しい姿勢や運動の仕方の中に表れるのである。“良い姿勢”というものはその概念がそんなに正確になっているわけではないが、“鑄型化”された運動形態を通して教え込むことはできない。良い姿勢はしばしば長期にわたる苦勞を伴った、多角的な身体の陶冶の結果であり、常に意識して姿勢を教育していく所産なのである’とも述べてい

る。次に彼は“意志疎通の手段としての身体運動”の意義を述べている。これは人間相互の意志の疎通に関して、言語や書式、印刷形式だけでなく、その身体運動そのものに意義があると述べているわけであるが、人間の本質とも結び付く相互理解や意志表示の手段としての身振り、表情等の重要性とスポーツその他の運動経過の持つ表出内容の意味の重要性を述べたものである。そして最後に彼は“認識獲得の手段としての身体運動”の意義を述べている。これは子どもをはじめとした人間の知覚世界や概念世界の発達や組立てにおける認識獲得の手段としての身体運動の価値を述べたもので、‘運動というものは認識の発生や知的能力の発達には同様に重要な手段なのである。したがって、運動の発達を妨げたり抑圧したりすることはどんなことでも、人間の発達全体に対して否定的な影響がないとはいえないと結論できるであろう。’と付け加えている。

以上マイネルの述べた身体運動の意義を簡単にまとめたが、彼はさらにこの項の終わりに‘人間の運動系の広範な意義に洞察を加えていって結論できることは、われわれスポーツ指導者は人間の運動系の発達とその本質を根本的に認識し把握しておかなければならない。つまり、人間の運動はそれによって全人を陶冶し教育しようとするわれわれに特有な手段だからである。運動はたしかに言語にも、音楽にも、彫刻にも利用されるから単一な手段とはいえないけれども、しかし他の教科と比較して、運動は優先的な手段になっている。’と述べている。

＜マイネルによる身体運動の意義＞

- 1) 教育の手段としての身体運動
- 2) 健康維持の手段としての身体運動
- 3) 身体労働、防衛、芸術制作の手段としての身体運動
- 4) 意志疎通の手段としての身体運動
- 5) 認識獲得の手段としての身体運動

4. 大学、保健体育（教育）の今後

これまで大学教育、特に一般教育と保健体育について述べてきたが、ここで明確になったことは、特に今の大学教育に欠けているのが、知育に偏重した日本の教育全体にもみられる全人的な人間形成のための教育であるという事実ではなからうか。一般教育がこれまでの伝統の基盤に立ってどのように体系づけられていくかを含めて大学教育についてはまだまだ議論され、また研究される必要はあるにせよ、現状において「（教育の目的）人格の完成をめざし、・・・心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という教育基本法の第一条の根本的原則が欠如していることは、早急に是正されなければならない問題である。また、専門科目についても日々進歩、発展する今日の学術、研究においてそれをいかに効率よく教育するかというプログラムの編成は全人教育とも相まって大学教育改善の緊急課題といえよう。こうした時、前述したように全人的教育の手段となりうる身体運動を通しての教育である保健体育（教育）の果たす役割は極めて重要なものといえるように思われるが、残念ながらその貢献度は必ずしも十分ではないようである。マイネルも言うように、スポーツ、体育の指導者が「身体運動」を全人の陶冶の手段として十分に活用するためには、その本質を根本的に認識し把握することが絶対条件である。この意味から、現在の大学におけるスポーツ、体育指導者自身が、そのあり方を今一度見直す必要があると思われるし、その資質の向上は極めて重要な課題のひとつといえる。また前述したように大学の保健体育が機能している領域は極めて広範囲であるが、これもけっして難しい内容ではない。事実、身体運動に関する科学研究は社会のニーズとも合致して、現在でも多くの成果を挙げており、新制大学における保健体育の設置以来おおよそ40年間に蓄積された研究及び教育の成果は今後の保健体育活動の実践には十分活用できうるものである。具体的には今後、保健体

育講義と体育実技さらには課外体育活動間の有機的な結合を図り、より科学的で、効果的な保健体育科目を実施すること。また身体運動の身体文化としての教育を進め、生涯体育を展望した膨らみのある体育活動を実践すること。また専門教育科目との関連性をはじめとしたその他の諸科学との有機的な結合による新しい教育カリキュラムの検討、そして生涯教育の視点から大学内外との有機的な連携が急務といえよう。そしてさらにどうしても付け加えなければならないのが、今日の日本の受験体制下に育ってくる学生との対応である。最近では体力が低下しているだけでなく、人間関係の技術や能力、さらには人間的な共感の能力が育成されないまま大学生になる学生が多くなっているといわれており、これらへの対応も極めて重要な内容といえよう。^{8,9,10)}

以上、大学教育の問題点と一般教育特に保健体育(教育)について論究した。本論文の検討は、未だその端緒であり、今後さらなる検討が必要であると考えられる。

参考文献

- 1) マハリシ・マヘッシ・ヨギ (マハリシ総合研究所監訳)、超越瞑想入門、189-198、読売新聞社、東京、1966
- 2) 大学審議会、大学教育部会における審議の概要(その2)(部会から総会への報告)、1-27、文部省、東京、1990
- 3) アンセンモ・マタイス、国際化と大学、一般教育学会誌、Vol 8. No. 2. 7-14、1986
- 4) 衆議院、参議院法政局編集、大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)、1421-1436、第一法規出版株式会社、東京、1956
- 5) 中川秀恭、リベラル アーツ エデュケーションとゼネラル エデュケーション、一般教育学会誌、Vol 8. No. 2. 2-6、1986
- 6) 水野哲也、健康と体力—大学における保健体育の今日的意義—、東京医科歯科大学教養部

研究紀要、No. 20. 23-38、1990

- 7) クルト・マイネル(金子明友訳)、マイネル、スポーツ運動学、274-283、大修館、東京、1981
- 8) 加藤橘夫 他、体力科学からみた健康問題、日本学術会議、産業、国民生活特別委員会報告、69-78、杏林書院、東京、1975
- 9) 水野哲也 他、本学男子学生の体力・運動能力に関する研究—過去10年の体力変遷と入学後の体力変化—、お茶の水医学雑誌、237-241、1985
- 10) 扇谷 尚、大学体育への提言、大学体育、No. 41、18-27、1990

(1990年12月25日受付)